

静岡県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成31年3月8日

静岡県監査委員 青木清高
静岡県監査委員 城塚浩
静岡県監査委員 鈴木洋佑
静岡県監査委員 池谷晴一

監査対象機関	監査結果報告年月日
広聴広報課	平成30年9月27日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 意見 2 件名 効果的な広報の推進 3 内容 県政に対する県民の幅広い理解と協力を得るため、毎年2億円ほどの経費を掛け、基幹広報誌である県民だよりや、テレビ、ラジオ、インターネット等の広報媒体を活用し、県政情報を分かりやすく発信しています。しかし、平成29年度に実施した県政世論調査によれば、「県政に関心がある県民の割合」は57.7%、「県民だよりの閲読度」は52.8%であり、65%強の割合であった平成23年～25年度と比べ減少傾向となっています。 県民の意見を施策に反映させ県政への参加を促し、開かれた県政を推進していくためには、県政に関する県民の幅広い理解を得ることは必要不可欠となっています。様々な広報媒体の利用、県民だよりの配布方法の工夫等や効果的で分かりやすい情報提供などにより、県政に関する県民の理解を促進していくよう努めてください。	

【措置の内容】

「県政に関心がある県民の割合」を年代別に見ると、特に若年層で低い状況にあります。若年層に向けた情報発信を強化するため、県民だよりやテレビ・ラジオ番組広報に加え若年層に親和性の高いSNSを活用し、平成30年2月1日からツイッター「静岡県庁わかものがかり」を開始しました。

また、「県民だよりの閲読度」の向上のため、新聞折込以外の配布方法として、コンビニや公民館等での配架やインターネットでの公開に加え、平成28年5月号から御殿場市及び小山町においてポストイングによる全戸配布を実施しました。平成29年度からは多くの県民が集まるイベントで手渡しでの配布を開始し、平成30年度においても食の仕事人のレストラン等への配架を働き掛け、多くの県民に読んでいただけるよう取り組んでいるところです。

県民だより、SNSなど各媒体の持つ特性を踏まえた、効果的で分かりやすい情報提供に努め、県政に関する県民の理解をより一層促進します。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
危機政策課	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 第4次地震被害想定及び静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013の取組と周知</p> <p>3 内 容 第4次地震被害想定を踏まえた「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013」に基づき、平成25年度から平成34年度までの10年間で想定される犠牲者を8割減少させることを目指し、各アクションの達成に向けて取り組んでいるところです。</p> <p>平成28年度に大幅なアクションの追加・見直しを行ったのに加え、平成29年度には、さらに静岡県の実情等を踏まえ3つのアクションの追加、6つのアクションの見直しが行われました。また、追加により179となったアクションのうち160のアクションが順調に進捗しているなど、成果が現われています。</p> <p>一方、平成27年度末時点での減災効果の試算では、概ね3割の効果が認められていますが、災害はいつ起こるか分からないことから、引き続き、犠牲者の8割減少達成に向けて、県民や行政、防災関係機関等が一体となって、アクションプログラムの迅速かつ着実な達成に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>減災目標の確実な達成に向け、アクションプログラムの一層の推進を図るため、平成30年10月12日に、副知事を本部長とする「静岡県地震・津波対策アクションプログラム2013推進会議」を実施し、アクションの進捗管理やアクションの追加・見直しなどを行いました。</p> <p>とりわけ、減災効果については、平成29年度末時点で想定犠牲者105,000人に対し約39,200人、概ね4割減の効果が認められ、これまで、アクションプログラムを積極的に推進してきた成果が現われています。</p> <p>また、アクションプログラムの進捗状況等について、県ホームページに掲載するなどし、県民や市町、防災関係機関等と一体となって、推進に取り組んでいます。</p> <p>今後も、進捗の遅れているアクションの取組の加速や全庁的連携による効果的な施策展開を図り、減災目標の確実な達成を目指してまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
危機情報課	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通違反（無免許運転）の発生</p> <p>3 内 容 危機情報課の職員は、平成30年1月、浜松市内において、自身の運転免許が失効していることを認識しながら、普通乗用車を運転し、逮捕、起訴された。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件発生後直ちに、危機管理部として幹部職員を集め、部長から逮捕に係る事実報告と、綱紀の厳正保持についての指示を行いました。その上で、各幹部職員から課員に対し、同様の報告及び指示を行いました。</p> <p>また、部内全所属に対して綱紀の厳正保持の徹底を通知しました。</p> <p>さらに、同様の事象がないことの確認及び再発防止に向けた意識付けのため、部独自の取組として、所属長、総務課職員、本人のトリプルチェックによる免許証の現物確認を実施しました。</p> <p>危機情報課においても、臨時の課内会議を開催し、事実報告及び部長からの指示を、課長代理から各課員に対して行いました。</p> <p>今後も、課内会議などを通じて、交通安全や法令遵守に関する意識の向上について継続的に呼び掛け、再発防止に努めます。</p>	

【監査の結果】

- 1 監査結果の区分 意見
- 2 件 名 「避難所運営マニュアル」等の住民への周知促進
- 3 内 容 「避難所運営マニュアル」については約10年ぶりの改訂が行われ、イラストを多用するなど見やすく、また、様式集も添付するなど、実用的なマニュアルとなっています。同時に、「避難生活の手引き」も新たに作成され、避難に対する住民の不安を和らげる効果のある、分かりやすいマニュアルと手引きになっており、被災者の避難生活に効果的であると考えられます。
しかし、これらマニュアル等も、住民等への十分な周知があつて効果が発揮されます。
地震・津波等による災害に加え、近年、多発している集中豪雨による被災など、避難所設置の機会が増加しています。万一の被災時には、適切な避難所運営が行われ、また、住民の不安が最小限に抑えられた避難生活を送れるよう、マニュアルや手引きを、今後も必要に応じて見直すとともに、各市町等の関係者や県民に積極的に周知してください。

【措置の内容】

「避難所運営マニュアル」等の周知のために、各地域局や市町が住民等に説明するためのポイントを書いた資料をパワーポイントで作成し、配布するとともに、説明会を実施しました。

また、印刷したマニュアル等は平成29年度中に市町及び自主防災組織分を配布し、平成30年度には避難所となる施設管理者分を増刷し、市町を通じて配布しております。

今後も、危機情報課と各地域局が連携し、防災出前講座の機会等を活用し、「避難所運営マニュアル」等の要旨の普及・啓発に努めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
県民生活課	平成30年 9 月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 消費者教育の推進</p> <p>3 内 容 消費者教育の推進のため、平成29年度では、消費者教育講師人材養成講座を実施し、市町への支援や出前講座等開催のための消費者教育講師を養成するなどの取組が行われました。</p> <p>しかし、消費生活に関する苦情相談は絶えることがなく、横ばい傾向であった相談件数は、平成29年度では前年度件数23,404件を大幅に上回る27,282件と増加しており、消費者被害を未然に回避し、被害に遭った場合にも適切な対応がとれるとともに、社会的価値行動ができる、自立した消費者の育成が必要となっています。</p> <p>そのため、今後は、養成された消費者教育講師のスキルアップを図るとともに、講師を積極的かつ効果的に活用し、一人でも多くの自立した消費者が育つよう、一層の取組に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>消費者教育講師については、平成29年度に養成し、平成30年度から出前講座の開催依頼を受けて、高校や大学などの学校、自治会や老人会、高齢者施設などの地域団体、企業や組合などの職域団体等へ派遣しています。</p> <p>出前講座では、消費者トラブルに関する事例や手口等を紹介し、消費者被害の未然防止のための注意喚起やトラブルへの適切な対処方法を提示するとともに、環境や社会貢献等の視点を取り入れて商品やサービスを選択する「エシカル消費」の普及啓発を行っています。</p> <p>また、県内3か所で、講座の組立てやレジュメの作成方法等、実践的な研修を実施し、スキルアップを図っています。</p> <p>今後も、養成した講師を活用した実践的な出前講座等を通じて、自立した消費者の一層の育成に努めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
建築安全推進課	平成30年 9 月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 静岡県耐震改修促進計画の推進への取組</p> <p>3 内 容 想定される巨大地震による住宅・建築物の倒壊被害から、一人でも多くの県民の生命を守り被害を軽減するため、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により、住宅及び多数の者が利用する特定建築物の耐震化を推進しているところです。</p> <p>多数の者が利用する特定建築物に対しては、耐震診断結果の公表後に、耐震化が必要な建築物所有者を個別訪問して耐震化を促した結果、耐震化率の増加が見られるなどの成果が現われています。</p> <p>住宅についても、補強済み住宅は順調な増加が見られ、また、耐震化に消極的な高齢者世帯等に対しては、寝室等、家屋の一部の部屋のみ耐震補強を勧め、人命を守ることを最優先とした取組が行われていますが、これら部分的な耐震化は耐震化率に反映されないこともあり、平成32年度目標としている95%の達成は難しい状況にあります。</p> <p>プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業は「命を守る安全な地域づくり」における重要な施策のひとつです。市町との連携も密にし、目標とする耐震化率達成に向け、より一層、命を守る耐震化の促進に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>住宅については、耐震化が進まない高齢者世帯への戸別訪問や耐震診断を実施していない方へのダイレクトメールの送付を実施し、人命を守ることを最優先に、耐震補強助成制度を活用した耐震化を促進しています。</p> <p>平成30年度は、木造住宅の耐震補強助成制度における拡充措置の継続に加え、設計、工事一体型の国の新たな支援メニューを最大限に活用した新制度を創設し、耐震化を促進しています。</p> <p>また、ホテル、旅館等の多数の者が利用する建築物については、所有者へ個別訪問等を実施し、耐震化の重要性や支援制度等について丁寧に説明し、早期の耐震化へ誘導しています。</p> <p>今後も、想定される巨大地震から県民の生命、財産を守るため、市町と連携を図りながらプロジェクト「TOUKAI-0」を進め、一層の耐震化の促進に努めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
文化政策課	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 オリンピック文化プログラムの推進</p> <p>3 内 容 文化プログラムの目的として、「文化資源、地域資源、人的資源の顕在化」「文化・芸術の地域・社会課題対応への活用」が掲げられています。平成29年度においては、県民からの「提案プログラム」を13件採択しこれを支援したほか、文化プログラム推進委員会が企画し県内文化団体が実施する「共創プログラム」についても、内容を決定するなどの取組が行われました。</p> <p>しかし、当事業の費用対効果を検証するための指標が明確になっていません。</p> <p>「提案プログラム」「共創プログラム」では多様な取組が行われ、成果を評価するための観点も一様ではありませんが、それぞれのプログラムに応じた効果測定を行い、予算のより有効な執行に役立ててください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>「提案プログラム」は、団体からの応募に基づく事業の立上げ支援であり、広域エリアで作品を展示するアートプロジェクトや、アートの手法を用いて療育施設と地域とのコミュニケーションを促進する事業など多岐にわたることから、各事業の特性に合わせた効果測定が必要であるという認識のもと、測定手法を検討します。</p> <p>アートプロジェクトについては、定量面では来訪者数を評価するほか、定性面ではアートプロジェクトの開催が地域住民や関係者にもたらした効果（地域への誇りの醸成、地域資源の再認識）等、当該プロジェクトの目的に照らし合わせた価値を測定します。</p> <p>また、療育施設と地域とのコミュニケーションを促進する事業については、事業の実施前後で、障害児と地域住民等とのコミュニケーションの内容がどのように変化したのか等を測定する手法の開発を検討します。</p> <p>「共創プログラム」は、2019年、2020年に実施する集客型の事業でありますので、当日の来場者数を把握するとともに、アンケート調査を行い、事業効果を測定します。</p> <p>今後、総合計画に掲げる目標値「1年間に文化・芸術の鑑賞・活動を行った人の割合：75%」の実現に向け、各プログラムに応じた測定を行い、効果的な事業実施を図ってまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
スポーツ振興課、 オリンピック・パラリンピック推進課	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業等の推進</p> <p>3 内 容 東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、平成29年度には大会運営、おもてなし及び機運醸成の各分野において、交通渋滞対策の検討、都市ボランティアの募集、イベント開催といった取組が行われました。今後、組織委員会との協議等を通じて県の果たすべき具体的役割が明確になってきますが、関係団体、市町と連携し、様々な課題や懸案を着実に解決して大会の成功に万全を期してください。</p> <p>また、大会に本県から多くの選手が出場し、その活躍が県民に夢と感動を与えられるよう選手強化、指導者養成にも引き続き取り組んでください。</p> <p>さらに、大会後もその効果が継続されるようレガシーの構築についても推進に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて、「開催準備」「おもてなし・機運醸成」「レガシー創出」の取組を実施するとともに、関係団体、市町と連携し、東京オリンピック・パラリンピック自転車競技静岡県開催推進委員会を軸に、大会の成功に向けて、全県一丸となって大会準備を推進していきます。</p> <p>また、関係団体との連携により、ジュニアの育成や指導体制の強化に取り組み、より多くの選手が本県から大会に参加し活躍するよう引き続き支援していきます。あわせて、県民に広くスポーツをする機会を提供し、関心を高め、生涯スポーツの推進をしていきます。</p> <p>さらに、大会後のレガシーとして、本県が「サイクルスポーツの聖地」となるよう、知事を議長とする「静岡県サイクルスポーツの聖地創造会議」において、県・市町・民間団体等でビジョンを共有するとともに、地域で活動するサイクル団体等と協働しながら、具体的な施策を進めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
観光振興課	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 観光振興対策の推進</p> <p>3 内 容 平成29年度は静岡ツーリズムビューローが行う科学的アプローチによる海外誘客への支援や地域資源を活用した国内誘客促進などの取組を行った結果、観光交流客数、宿泊客数、県内旅行消費額等の指標が前年度から増加しています。</p> <p>今後、本県ではデスティネーションキャンペーンが開催され、また、ラグビーワールドカップ2019及び東京2020オリンピック・パラリンピックの自転車競技の会場となりますが、こうした大規模なイベントが開催され、また一方で伊豆地域の観光、経済にとって重要な駿河湾フェリーの利用拡大も求められるこの時機において国内外からの観光客を更に積極的に呼び込むことが産業を活性化し県勢の拡大へとつながっていきます。</p> <p>引き続き、観光資源の活用及び快適な旅行環境の提供などのおもてなしにより、来訪者が何度でも訪れたいくなる、また、住民にとっては心の豊かさ、経済的な豊かさが実現できる魅力ある観光地域づくりの推進に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>デスティネーションキャンペーンや、静岡ツーリズムビューローが行うインバウンド施策等を通じて、地域主体の観光資源の磨き上げにより、訪れる人に本県ならではの旅行商品を提供し、誘客の拡大、滞在の長期化、旅行消費額の増加に向けて取り組んでいます。</p> <p>引き続き、大規模イベントの好機を逃すことなく、DMOを核とした地域の多様な主体が連携して誘客に努め、イベント終了後も継続して観光交流人口の拡大など地域経済の活性化が図られるよう、魅力ある観光地域づくりを推進していきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
空港政策課	平成30年 9 月 27 日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 富士山静岡空港の新たな運営体制への移行</p> <p>3 内 容 民間事業者による空港運営を目指し、平成29年度は運営権譲渡の優先交渉権者の選定を行ったところですが、優先交渉権者からは20年後の旅客数の目標を135万人とするなどの活性化に関する提案のほか、滑走路等の更新投資の全額を運営権者自らが負担することに加え、運営権対価として10億円を支払う提案がされました。また、平成30年 6 月議会では、富士山静岡空港株式会社へ運営権を設定することについて議決されました。</p> <p>民間事業者による運営により、県民負担の軽減や、空港の利用拡大、経済効果が期待されるところですが、県と運営権者との役割分担について協議中の項目もあることから、運営権者との連携を十分に行い、新たな体制への移行や移行後の空港運営が円滑に行われるよう努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>県では、富士山静岡空港の更なる発展を目指し、平成31年 4 月からの公共施設等運営権制度の導入に向けた取組を進めています。10月11日には運営権者となる富士山静岡空港株式会社の社長以下新たな役員体制がスタートしたほか、新たな体制の下での空港運営が円滑に行われるよう、同社と協議を重ね業務引継等を進めているところです。</p> <p>県としましては、運営権者と緊密に連携し、富士山静岡空港が、首都圏空港の一翼を担う日本の空の玄関口として、また県内経済の発展に大きく貢献できる社会資本として、地域の活性化に貢献できるよう全力で取り組んでいきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
地域医療課	平成30年 9 月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 看護職員修学資金貸付金返還金の収入未済額が多額</p> <p>3 内 容 平成29年度の看護職員修学資金貸付金返還金の収入未済額が多額であった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>看護職員修学資金貸付金返還金の収入未済額の縮減に向け、以下のとおり取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・継続した納付がなく未納が長期化している未収金については、平成30年度から、民間の債権回収会社に債権回収の外部委託を行い、未納者及び連帯保証人に文書及び電話催告を実施するなど、回収の強化を図っています。 ・上記以外の未収金については、文書催告を年間3回実施するとともに電話催告を実施し、確実に納付するよう指導しています。 ・催告の結果、経済的な理由により一括納付が見込めないことが判明した者については、分割納付書を発送するなど、分割納付による未収金の縮減を図っています。 <p>また、今後の防止策として、上記と併せ、以下のとおり取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・債権回収の委託を行った未収金については、民間の債権回収会社と各未納者の対応状況を情報共有するなど連携を密にし、協力して未収金の縮減を図ります。 ・上記以外の未収金については、未納が長期化しないよう、定期的に文書及び電話による催告を実施し、縮減を図ります。 	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
健康福祉部政策監	平成30年 9 月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 社会健康医学研究の推進</p> <p>3 内 容 本県の健康寿命は国内で上位に位置していますが、未だ平均寿命とは約10年間の開きがあり、県民一人ひとりが最期まで健康で社会生活を送るためにはこの期間の短縮に向けた取組が重要となります。平成29年度に「社会健康医学研究推進基本計画」が策定され、更なる健康寿命の延伸に向けての取組が始まりました。計画に基づく研究は、県民のための研究として、そこからもたらされる成果は、科学的な知見に基づいた健康増進施策の展開へ繋がるものと期待されます。社会健康医学研究への取組が県民にとってどのような成果をもたらすのか分かりやすく情報提供を行い、また、研究成果が県民に還元されるよう取組を推進してください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>県では、県民の健康寿命の更なる延伸を図るため、社会健康医学の研究に取り組み、科学的知見に基づいた健康づくり施策を推進しています。</p> <p>平成30年度から、社会健康医学研究推進基本計画に掲げた、医療ビッグデータを活用した研究、特定の集団を対象とした疫学研究、遺伝情報を対象としたゲノムコホート研究の3つの研究テーマについて、県立総合病院の先端医学棟に設置されたリサーチサポートセンターに委託して研究を実施しています。</p> <p>これらの研究で、例えば、医療ビッグデータの研究では、医療や介護の実態を「見える化」することにより、自身の健康に無関心な方々への意識喚起など県民の健康意識の醸成を図ります。</p> <p>また、疫学研究では、地域間の健康格差の要因や、生活習慣が健康に与える影響などを明らかにすることにより、地域の特性に合った科学的根拠に基づく健康増進施策の立案に役立てます。</p> <p>さらに、社会健康医学の研究は、県民の理解の下、県民の健康寿命延伸に資することが何よりも重要であることから、県民が自らの健康を意識し、主体的に健康増進や疾病予防に向けた活動に取り組むことができるよう、シンポジウムの開催などを通じ、社会健康医学の研究成果を県民に分かりやすく情報提供します。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
介護保険課、こども未来課	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 介護職員・保育士の確保対策の推進</p> <p>3 内 容 県内の介護職員数は、現在の需要数に対し約1,600人の不足が見込まれており、さらに団塊の世代が75歳以上となる2025年には約8,000人の不足が生じると予測されています。雇用情勢をみても、平成29年度における介護関連の平均有効求人倍率は4.59倍と年々上昇しており、産業界全体の人材不足も相まって慢性的な人材不足となっています。さらに、介護分野の勤続年数は他の産業に比べて約7年短いという状況にあることから、労働環境・処遇改善の推進を図り、職場定着対策に努めるとともに、新規就労の促進、介護職への理解等、一層の介護人材の確保対策に取り組んでください。</p> <p>また、保育士においても保育施設の整備等に伴い保育士需要が増加している中において、県内の平成29年度の平均有効求人倍率は3.25倍と高く、保育士の確保が困難な状況が生じています。今後も、保育サービスの拡大に伴う保育士需要の増加が見込まれますので、引き続き、処遇改善を始めとした離職防止策等、保育士確保対策に取り組んでください。</p>	

【措置の内容】

1 介護職員の確保対策の推進

介護職員の労働環境・処遇の改善については、社会保険労務士等の専門家を介護事業所に派遣し、キャリアパス制度の導入を支援しているほか、介護事業所の職場環境の整備・改善の取組を“働きやすい介護職場”として認証し事業者の自主的な取組を促進するなど、介護職員が長く継続して働きやすい介護職場づくりに取り組んでいます。

また、ICTを活用した介護業務の効率化により労働環境の改善を図り、介護職員の身体的・心理的負担を軽減して職場定着を支援する取組を進めているほか、国において外国人介護人材を受け入れる環境が整備されていることに対応して、介護事業所による受入れを支援し新規就業を促進する取組も併せて推進します。

さらに、介護への理解を深める取組については、小・中・高校生を対象に福祉分野で働く職員等が学校を訪問して実施するセミナーや、小学生親子を対象とした介護のしごと体験ツアーを開催するほか、県内の若手介護職員に“介護の未来ナビゲーター”を委嘱し、県内大学や就職ガイダンス等へ派遣して介護の仕事の魅力を伝えるなど、若い世代への啓発に努めています。広く一般県民に対しては、介護事業者を紹介するブース出展や介護福祉機器展などを行う介護の祭典“ふじのくにケアフェスタ”を開催し、介護の仕事の周知や理解普及に取り組んでいます。

今後も、こうした介護職場への定着の促進、新規就業の促進、介護の仕事に関する理解促進など、介護人材確保対策に積極的に取り組みます。

2 保育士の確保対策の推進

保育士確保対策については、子育て経験を活かして保育士資格を取得するきっかけとなる講座の開催、保育士試験の年2回開催による受験機会の拡大、保育士を志す学生への修学資金の貸与等に取り組んでいます。

また、潜在保育士の掘り起こしと再就業支援のために、保育士・保育所支援センターを設置し、就職相談によるマッチングや保育現場に復帰するための研修を実施しています。

保育士の離職防止と定着促進のための処遇改善については、国は、平成29年度から、キャリアアップの仕組みを導入した民間保育所等で働く保育士等に対し、技能と経験に応じた処遇とするため、処遇改善等加算Ⅱを創設しました。これを受け、県では、本県独自のキャリアアップの仕組みを構築し、キャリアアップ制度導入セミナーを開催したほか、民間保育所等に社会保険労務士を派遣し、早期の導入促進に努めました。この結果、民間の保育所・認定こども園のうち約8割にあたる330施設でキャリアアップ制度が導入され、処遇の改善が図られています。

今後も、増大する保育士需要の充足のため、保育士資格取得者の確保や潜在保育士の再就業支援、保育士の離職防止と定着促進など、保育人材の確保対策に積極的に取り組みます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
健康増進課、国民健康保険課	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 ふじのくに健康長寿プロジェクト等の推進</p> <p>3 内 容 本県は全国トップクラスの健康長寿県ですが、脳血管疾患による死亡が全国に比べ高く、特定健康診査結果の分析から県東部と中部で高血圧症有病者が多いなど、地域別の課題が明らかになっています。このため、健康寿命の更なる延伸を目指して、健康長寿プログラムの普及や健康マイレージ事業を始めとしたふじのくに健康長寿プロジェクトに取り組んでいますが、特定健康診査受診率、特定保健指導実施率が大きく改善するまでには至っておりません。国民健康保険の保険者努力支援制度が新たに開始され、健康増進への取組は、ますます重要性が高まっていることから、市町、医療保険者との連携を図り、ふじのくに健康長寿プロジェクトの取組が特定健康診査受診率等を向上させ、健康寿命の更なる延伸に繋がるよう一層の強化に努めてください。</p>	

【措置の内容】

平成24年度から進めてきた「ふじのくに健康長寿プロジェクト」に加え、平成29年度からは新たに「しずおか“まるごと”健康経営プロジェクト」を開始し、この二つのプロジェクトを健康寿命の延伸を目指す両輪として取組を進めています。

「ふじのくに健康長寿プロジェクト」は、①健康長寿プログラムの普及、②健康マイレージ事業、③企業との連携、④健康長寿の研究、⑤重症化予防対策の5本柱により展開しています。特定健診・特定保健指導に係る健診等のデータ分析は、各事業を実施する上での基礎資料となり、また県民や保険者等に分かりやすく公表することで、健診受診への動機付けとなるように働き掛けています。

「しずおか“まるごと”健康経営プロジェクト」は、企業の経営手法である「健康経営」の視点を取り入れ、地域、企業、家庭における健康づくりを推進するものです。その取組の一つに、健幸アンバサダー（健康情報の伝道師）養成があります。健康無関心層に働き掛けるためには、身近な方からの口コミが有効であることから、地域や職域で健康に関心のある方を健幸アンバサダーとして養成し、その方から特定健康診査や特定保健指導の大切さを伝えていただくことにより、特定健康診査受診率や特定保健指導実施率の向上を目指すものです。地域住民だけでなく、企業の健康管理担当者等にも積極的に受講してもらうことにより、地域・職域での特定健康診査受診率等の向上への取組を促進することとしています。

さらに、地域・職域における健幸アンバサダーの活躍により、健康長寿の3要素である運動・食生活・社会参加を実践する「ふじ33プログラム」や、5年で5%の減塩を目指す「減塩55プログラム」の取組を進めるとともに、国民健康保険の保険者努力支援制度を活用して市町等と連携した施策を推進するなど、健康寿命の延伸に向け取り組みます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士健康福祉センター	平成30年 9 月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 ①通勤手当の不正受給</p> <p>3 内 容 富士健康福祉センターの職員は、平成27年5月から29年9月までの間、バスを利用して通勤する旨を届け出たことを認識しながら、主に自転車を利用して通勤し、通勤手当の差額130,140円を不正に受給した。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>通勤手当の不正受給が発生したことを受け、以下の措置を講じ、再発防止に取り組んでいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年2月に人事課が実施した「通勤手当の届出状況調査」に基づき、所属の職員が届け出ている通勤届の内容について、変更があるかどうかを、全職員に口頭で確認し、変更がある職員については、通勤届の変更や手当の精算処理を実施しました。 ・異動や転居等で履歴記載事項（個人データ）変更追加届を提出する際には、総務課職員が通勤方法変更の有無を口頭で確認し、実態に即した通勤届を提出するよう徹底しています。 ・通勤手当の不正受給等の不祥事防止のチェックポイントが掲載された「コンプライアンス通信」を全職員に配布して注意を呼び掛けました。 ・コンプライアンスリレー研修や各課での意見交換会を実施して、コンプライアンス意識の更なる高揚を図っています。 	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 ②交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成27年度から29年度にかけて、3年連続で公務中における交通加害事故が発生していた。</p>	

【措置の内容】

交通事故の防止対策として、次のとおり職員の交通安全意識の高揚に加え、運転技術の向上による交通事故のリスクの軽減を図っています。

- 1 「公用車運転前チェック表」を備え（1階総務課、2階相談課）、運転前に必ずアルコールチェックをしてから出掛けるようにしています。
- 2 公用車で出張する職員に、気を付けて運転するよう、総務課職員が声掛けをしています。
- 3 毎月実施する課長・班長会議に交通安全対策会議を併せて実施し、余裕のある運行、前向き駐車や同乗者の確認補助の推進など、交通安全対策の徹底を図っています。
- 4 毎年、「K-mix主催セーフティチャレンジラリー150」に非常勤職員等を含めた職員全員で参加しています。
- 5 各季の全国交通安全運動に併せて、スローガンや注意事項をメール送信し、各職員の意識の喚起を図っています。また、交通事故多発警報発令時には、その都度、内容を職員へ周知しています。
- 6 職員を対象に、交通安全標語の募集を行い、優秀作品を掲示し、意識向上を図っています。
- 7 交通安全協会が作成した交通事故危険マップ等を掲示しています。
- 8 全職員宛の定期メールにおいて交通安全の話題を積極的に取り上げています。
- 9 業務による疲弊が疑われる長距離出張者には、公共交通機関の利用を勧めています。
- 10 交通事故発生時対応マニュアルを公用車に備え付けるとともに、全員に配布しています。
- 11 富士総合庁舎交通安全研修会や、庁舎所属運転手（元自動車教習所指導員）による安全運転研修会、運転技術向上研修会等へ多くの職員が参加しています。特に、交通事故を起こした職員に対しては、運転実技向上研修を積極的に受講するよう働き掛けています。
- 12 静岡県安全運転管理協会発行の交通安全広報誌「安全運転管理しずおか」を供覧し、交通事故防止に役立てています。
- 13 使用頻度の高い公用車にドライブレコーダーを搭載することにより、緊張感を持った運転を促し、安全運転の確保を図っています。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
食肉衛生検査所	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 盗撮及び傷害事件の発生</p> <p>3 内 容 食肉衛生検査所の職員は、平成30年3月、東京の池袋駅において女性のスカートの中を撮影するという盗撮行為を行った。また、それを咎めた男性の左手に噛み付き怪我を負わせ、逮捕された。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>事件発生を受けて、所内全職員に対してコンプライアンス意識の注意喚起を図るとともに、平成30年4月、新規採用職員に対して法律や社会のルールを遵守し、公私にかかわらず県職員としての自覚を持ち、服務規律の厳正な保持に努めるとともに、自らの行動が公務全体の信用に影響を与える可能性があることを意識して、節度ある行動をとるよう伝えました。</p> <p>懲戒処分発表後、本件について所属職員へ伝達し、綱紀の厳正保持の徹底を改めて指示しました。また、悩み事等があるときは、所属長等又は県の相談機関へいつでも相談して欲しい旨を伝えました。</p> <p>今後も引き続き、毎月の所内連絡会等において、コンプライアンス意識の徹底のため注意喚起を行い、ストレスのない風通しの良い職場作りに努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
農業戦略課	平成30年9月27日
【監査の結果】 1 監査結果の区分 注意 2 件 名 建設工事現場（県有施設内）における発火による物損事故の発生 3 内 容 平成29年度AOI-PARC栽培装置電気・信号配線設置工事において、発火により県有施設に対する物損事故が発生していた。	
【措置の内容】 平成29年度に実施した配線設置工事において、AOI-PARC次世代栽培システム室において物損事故（火災）が発生しました。 事故発生後、直ちに次の対策を講じました。 ・受注業者向け文書「工事中における事故の発生防止対策の徹底」を作成 ・以後の発注事務において、受注した業者に対して当該文書を交付し、対策を徹底 今後とも、当該文書の交付を継続し、工事中における事故の発生防止対策の徹底に努めてまいります。	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
労働政策課	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 産業人材の確保・育成</p> <p>3 内 容 本県の平成30年7月の有効求人倍率は1.73倍で、全国値の1.63倍を17か月連続で上回り、1992年1月に次ぐ高水準となっています。有効求人倍率の上昇や労働力人口の減少により、多くの産業で人材不足が顕在化し、人材の確保が喫緊の課題となっていることから、平成29年度末に「産業人材確保・育成プラン」を策定し、社会総がかりで人材の確保・育成に取り組んでいるところですが、多くの産業で人手不足が一層深刻化を増しています。産業人材の確保・育成は、経済発展のベースとなるものなので、県内中小企業等の採用活動を支援するプラットフォームを活用するとともに、産業界、労働界、教育界等との連携を強化し、各産業の実情を踏まえたより効果的な施策の早期実施に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>中小企業等の採用活動を支援するコーディネーターのきめ細かな支援により、中小企業等の採用に結びつけています。また、平成30年7月に労働局や県、15の業界団体により、人手不足分野における人材確保対策組織「TEAM SHIZUOKA」を組織したほか、平成30年10月には「産業人材確保・育成対策県民会議（実務者会議）」を開催するなど、具体的施策の実効性を高めています。</p> <p>引き続き、本県経済の持続的発展を図るため、産業界、労働界、教育界等と連携し、社会総がかりで産業人材の確保・育成に取り組んでまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
新産業集積課	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 EV・自動運転化等技術革新への対応</p> <p>3 内 容 本県の主力産業のひとつである自動車産業では、世界的にEV（電気自動車）化や自動運転などの技術革新が加速していますが、本県は従来型のガソリンエンジンや駆動関連部品など、EV化に伴って不要になる可能性がある部品生産が占める割合が多いため、かなり大きな影響を受けることが予想されます。</p> <p>平成30年6月に、産学官が連携し自動車産業をめぐる変化に迅速かつ適切に対応するための研究会を新たに立ち上げたので、県内企業への影響を最小限に抑えられるよう、県の施策等議論を深め、タイミングを失することなく対策を積極的に推進してください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>県では、平成30年6月に産学官をメンバーとする「静岡県EVシフト・自動運転化等対応研究会」を立ち上げ、次世代自動車への参入を目指す企業や、自動車産業から医療健康、航空宇宙産業など成長分野への事業展開を図る企業への支援策について、取りまとめています。</p> <p>また、浜松地域イノベーション推進機構内に設立された「次世代自動車センター」と協働で、新型電気自動車の分解研修を計画するなど、産業支援機関との連携を密にして取り組んでいます。</p> <p>引き続き、研究会での議論や産業界の現場の声を踏まえて、具体的な施策に反映させて、ものづくり県にふさわしい強固な産業基盤の構築に努めてまいります。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
農地計画課	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 地籍調査の推進</p> <p>3 内 容 大規模災害が発生した際、被災地全体の復旧・復興を迅速に行うためには、事前の地籍調査の実施による土地情報の明確化が必要ですが、本県地籍調査の実施状況は、調査対象面積6,692.3㎥に対し、平成29年度末までの実施面積が1,613.0㎥で、進捗率が24.1%と全国平均の51.6%を大幅に下回る状況となっています。</p> <p>今後は国庫補助を有効活用して市町等が行う地籍調査や地籍整備の促進を図るとともに、県においても独自の官民境界調査事業を実施するなど、被災後の復旧・復興を迅速に行えるよう取組の強化に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>平成29年度末までの本県の地籍調査の進捗率は、全国平均を下回る24.1%となっています。地帯別の進捗率については、都市部が31.7%、宅地が38.5%、農用地が58.1%、林地が9.8%で、相対的に都市部と林地が遅れている状況にあります。都市部については、境界が複雑化・細分化していること、また、林地については、所有者不明地の増加等が大きな要因で、全国的にも3大都市圏や隣接県の進捗が遅れている傾向にあります。</p> <p>地籍調査は、多くの手間と時間を要するため、災害の事前復興の観点から、災害リスクの高い地域を最優先に、重要度の高い施設から段階的に地籍整備を進めることが効果的であると考えます。</p> <p>地籍調査の推進に向けては、市町の地籍調査に加えて、民間開発や公共工事等の測量成果を活用した地籍整備（国土調査法19条5項指定手続）や、市町職員の負担軽減を図る外部委託の普及、専門的な地籍アドバイザー派遣等の施策を総合的に組み合わせながら調査の進捗を図っていきます。</p> <p>また、これまでは、津波浸水区域の地籍調査については、国直轄による都市部官民境界基本調査を活用して推進してきましたが、国庫事業の採択基準が厳格化し、計画どおりの進捗が見込まれない状況となりました。</p> <p>このため、県では平成30年度、他県に先駆けて、新たな県単独調査事業を創設して、津波浸水区域内で地籍調査が実施されていない区域について、被災時の速やかな復旧・復興が可能となるように、広域緊急輸送路となる道路や二次災害を防ぐ河川等、重要度の高い公共土木施設について、官民境界を明確化するための調査に着手しました。今後は、こうした県独自の調査制度を効果的に活用しながら、事前防災効果の向上と、地籍調査の進捗を促進していきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
中遠農林事務所	平成30年 9 月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通加害事故の多発</p> <p>3 内 容 平成29年度に、公務中及び通勤途上の交通加害事故が 4 件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>交通事故を起こした職員に対し、所長から厳重に注意をするとともに、全職員に交通安全、交通事故防止への注意喚起を行いました。</p> <p>当事務所の交通安全対策の取組は、中遠総合庁舎安全運転管理者が主催する講習会への参加に加え、平成30年 2 月から 3 月にかけて交通事故が連続したことから、当事務所が独自に緊急で交通安全教材を視聴する講習会を 3 月に開催し、全職員が受講しました。</p> <p>また、平成29年度の交通加害事故の発生は、運転当事者が20代から30代前半の若手職員であり、運転経験の浅い職員が起こした交通加害事故であったことから、平成30年 6 月29日に県西部免許センターにおいて、管轄警察署の協力を得て、若手職員等の交通安全講習（運転シミュレーション体験）を実施し、当事務所の主催による交通安全講習会を開催することにより、職員の交通安全意識の一層の高揚を図りました。</p> <p>今後の防止策として、引き続き交通安全講習会等へ参加するとともに、職員の運転技術向上を図るため、月に 1 回程度、若手職員等の公用車出張時に、上司が同乗し運転技術の指導を行います。</p> <p>また、運転中に地図を確認することによる追突事故を防止するため、公用車での上出張前に地図で行き先までのルートを確認することを徹底します。</p> <p>今後も、機会あるごとに交通安全に対する職員の意識啓発を図り、交通事故の再発防止に取り組みます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
工事検査課	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 工事の安全対策の推進</p> <p>3 内 容 交通基盤部では、建設工事の安全対策目標を「県工事における死亡事故ゼロ、傷害事故ゼロ、公衆事故ゼロ」と掲げ、官民一体の取組を進めています。</p> <p>平成29年度は、死亡事故はゼロであるものの、平成28年度の事故件数と比較すると、工事関係者事故（傷害）、公衆事故（傷害）、公衆事故（物損）のいずれも増加しており、工事発注件数に対する事故発生率も上昇しています。</p> <p>県工事事務事故ゼロの目標を達成するため、建設工事への安全意識の高揚を図り、安全対策に対する指導及び再発防止の徹底に取り組むとともに、早急により実効性の高い事故防止対策を講じるなど、建設工事の労働災害及び公衆災害の防止等の一層の推進に努めてください。</p>	

【措置の内容】

工事の安全対策については、「①安全管理に関する意識啓発及び技術向上」「②工事現場における安全対策の点検及び指導」「③工事事故の再発防止の検討と周知」を3本柱とし、事故発生防止に取り組んできましたが、平成29年度の事故発生状況を踏まえ、より実効性の高い取組を全県的に展開する必要があります。

このため、平成30年度の新たな取組として「工事事故防止行動計画」を策定（平成30年8月10日）し、「予測⇒対策⇒検証⇒改善」の「事故対策PDCAサイクルの構築」を基本方針に、以下の取組を行うこととしました。

- ・平成30年10月1日以降、発注者は、事故が想定される工事の契約図書に「工事安全管理に関する特記仕様書」を添付します。受注者は、特記仕様書に基づき、当該工事現場で「予想される事故対策リスト」を作成し施工計画書に添付するとともに、事故の発生危険位置を示した「工事事故ハザードマップ」を作成して現場に掲示し、受発注者は相互に安全対策の実効性を確認します。
- ・発注者は、安全パトロール等で対策の実施状況や新たな災害リスクの有無を確認します。受注者は、予想される事故の安全対策を各現場で実施するとともに、是正指導やパトロール等の結果に基づき追加対策を実施します。
- ・各工事現場の事故の教訓から学び、同種事故の再発防止を全県的な取組とするため、「ニューズレター」等を発行し、各現場の「事故事例の分析と再発防止対策」や「ヒヤリハット・好事例」を情報共有します。
- ・工事現場の安全対策は、受発注者が一体となって意識啓発することが不可欠であることから、建設業労働災害防止協会との共催により、「建設工事事故防止合同研修会」を開催します。

今後は、上記の新たな取組を徹底し、継続的に受発注者の安全意識の啓発を図り、建設工事の労働災害及び公衆災害の事故発生防止に努めます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
景観まちづくり課	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 伊豆地域等の景観形成の推進</p> <p>3 内 容 東京2020オリンピック・パラリンピックは、本県の伊豆地域や東部地域に国内外から多くの人々が訪れることが期待できることから、この地域の美しい景観をアピールする絶好の機会となります。</p> <p>このようなことを背景として、交通基盤部では、伊豆地域固有の美しい自然と調和した景観形成を図るため、約2,200件の違反看板の撤去に加えて、自転車ロードレースのコースが決定した富士山南東麓地域（小山町、御殿場市、裾野市）の約150件の違反看板の撤去に取り組んでいます。</p> <p>違反看板の撤去には多くの課題がありますが、市町と密接に連携して、計画的かつ確実に違反看板の撤去を推進し、伊豆及び富士山南東麓地域の美しい景観の形成の推進に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技会場となる伊豆半島の幹線道路や御殿場市、裾野市及び小山町のロードレースコースの沿道では、自然景観への影響が大きい違反野立て看板が多くあります。</p> <p>このため、県と市は、地域別の目標数を定め、2020年度までに違反看板をなくす是正スケジュールを作成して、徹底した指導を行っており、さらに、県とそれぞれの市町等で構成する伊豆半島景観協議会や富士山地域景観協議会の中で、課題を共有しながら進捗管理を行うことで、計画どおりに是正を進めています。</p> <p>今後も、広告主等に対しては、美しい景観づくりが観光地の魅力を高め、結果的に公共と個人双方の利益になるということを丁寧に説明していきます。さらに、四半期ごとに違反看板の是正状況を公表することで、美しい景観を目指す取組を周知し、県民や広告主等に対して景観配慮への意識の醸成を図っていきます。</p> <p>また、県と市町の担当者によるワーキンググループを定期的で開催し、進捗状況や取組事例について情報交換し、共有するなど、市町と連携を密にして、沿道の違反看板をなくし、この地域の美しい景観形成を進めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
交通基盤部政策監、建設業課、建設技術企画課	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 建設産業における担い手確保対策、建設現場における生産性の向上の取組の推進</p> <p>3 内 容 交通基盤部では、建設産業における担い手確保のため、産学官連携による建設産業に対する理解促進、建設現場における労働環境の改善、ICT活用による生産性向上などに経済産業部と連携を図りながら取り組んでいます。</p> <p>しかしながら、県内の建設産業就労者の約半数が50歳以上であることや少子化による労働力人口の減少などの現状をとらえると継続かつ実効的な取組が依然として必要であります。</p> <p>社会資本の整備、災害時における緊急対応等を担う労働力を確保するため、これまで以上に産学官が危機感を共有し、働き方改革やICT施工の普及など担い手確保対策や生産性の向上の取組のより一層の推進に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本県においても、建設産業従事者の高齢化や若年層の減少により、10年後に約1万人の建設産業従事者が減少することが見込まれています。一方で、防災・減災、社会資本の老朽化対策や災害復旧など建設産業の役割はますます増大しています。</p> <p>このため、経済産業部就業支援局において策定した産業人材確保・育成プランを踏まえながら、現状の労働生産性を維持するため、先端技術の活用による生産性の向上や働き方改革に関わる制度改善、人材育成の推進に取り組んでいきます。</p> <p>具体的な取組として、平成28年度から取り組んでいるICT活用工事の実績では、平均25%の工期短縮効果が得られるなど、生産性の向上が図られています。平成30年度は、平成29年度に策定した中小規模事業者向けの「静岡県版ガイドライン」の周知に努めるとともに、新たな発注方式として、ICTの活用を前提に発注する「ICT導入型」を河床掘削工事に導入するほか、総合評価落札方式における企業の評価項目に、「ICT活用工事の実績」を追加しています。</p> <p>また、建設産業の労働生産性を上げて、経営力を向上させるため、現在下半期にピークのある工事の稼働件数について、4月・5月の工事発注を増やし、施工時期の平準化対策を更に進めていくとともに、建設工事現場における週休2日の実現等、入札制度を改善していきます。</p> <p>加えて、「静岡どぼくらぶ」を活用した戦略的な広報をしていくことで、官民が連携して、建設産業の理解促進を図り、離職防止や将来の担い手確保を図っていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
河川企画課、河川海岸整備課、土木防災課、砂防課	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 河川災害と土砂災害における総合的な対策の推進</p> <p>3 内 容 近年、集中豪雨による浸水被害や斜面崩壊による土砂災害が全国各地で頻発しています。</p> <p>交通基盤部では、これまで河川整備や土砂災害対策施設の整備のほか、洪水ハザードマップの作成支援、土砂災害警戒区域の指定等を推進しています。</p> <p>本年7月の西日本豪雨に見られるように「施設では守り切れない洪水や土砂災害は必ず発生する」ものであることを念頭において、避難の遅れによる人的被害をなくすことや万が一に被災した場合でも早期に社会機能の回復を図ることなど、河川等の施設管理者、県・市町の危機管理部局、気象台等の関係機関が役割分担と連携のもと、豪雨等の対策に万全を期すよう取り組んでください。</p>	

【措置の内容】

河川の氾濫や洪水に対する取組として、平成30年5月までに県内8地区に水防法に基づく「大規模氾濫減災協議会」を設立しました。「逃げ遅れによる被害をなくすこと」、「氾濫発生後の社会機能を早期回復すること」を減災目標とし、国、市町、関係機関が連携し、平成33年度までに取り組むべき項目の達成に向けて、洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進していきます。

具体的には、河川のハード対策としては、社会資本整備重点計画に基づき、近年、浸水被害があった河川を優先的に国の交付金を活用して河川整備を推進するとともに、平成30年7月豪雨災害を踏まえ、9月補正予算を活用して築堤区間の河床掘削等の河川氾濫対策を実施していきます。

また、河川のソフト対策としては、新たな水位周知河川の指定拡大を前倒しして行うための経費を9月補正予算により計上し、当該河川における洪水浸水想定区域の指定などを進めます。

土砂災害に対する取組としては、県民の生命を守るため、静岡県の新ビジョンにおいて「土砂災害による死者数0人」を目標に掲げ、土砂災害対策を推進しています。

土砂災害防止施設を整備するハード対策では、限られた予算の中、人家が集中し事業効果の高い箇所を優先的に進めるとともに、高齢者の増加や自然災害の頻発化に対応するため、要配慮者利用施設や防災拠点、緊急輸送路等を防御する箇所への重点化に努めていきます。

また、早期避難につながるソフト対策では、土砂災害のおそれのある区域を住民に知らせるため、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定を推進し、平成31年度の指定完了を目指しています。併せて、県ホームページでの指定区域図の公表や静岡地方気象台と共同で発表する土砂災害警戒情報など、市町の警戒避難に対する支援を進めるとともに、関係部局や市町と連携して土砂災害に対する避難のタイミングや取るべき行動など、防災知識の普及にも努めていきます。

今後とも、関係部局や市町と適切な役割分担のもと、更なる連携を図りつつ、ハード・ソフト両面からの総合的な河川氾濫や土砂災害からの減災対策に取り組んでいきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
富士土木事務所	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 ①建設工事現場における第三者事故の多発</p> <p>3 内 容 平成29年度に実施した建設工事で第三者事故（物損）が4件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>これまで「現場安全パトロール」や「建設工事安全管理等研修会」等による日常的な公衆災害対策に関する啓発活動に加え、事故が発生した際に、所長や課長等で構成する「建設工事等安全管理推進委員会」において事故の発生原因と改善措置について審議し、その内容を管内の建設業者や事務所職員に対して注意喚起文書を発出するなど再発防止に努めてきました。</p> <p>平成29年度に発生した事故4件全てが第三者事故であったことから、平成30年9月に、建設業協会関係者を対象として、第三者事故防止に重点をおいた「建設工事公衆災害防止対策要綱」に関する安全講習を実施したほか、発注者と受注者の両方で埋設物に関する事前確認を行うための「地下埋設物事故防止対策チェックリスト」を作成し、平成30年6月より試行的に運用しています。</p> <p>また、今回の事故については、上下水道管の埋設位置が事前情報と一致していなかったことも発生原因の一つになっていることから、平成29年12月に、埋設管を管理する管内2市の担当部局に対し正確な位置情報の提供と現場立会への協力を要請する依頼文を発出しました。</p> <p>なお、平成30年10月1日以降に契約する交通基盤部所管工事については、「工事安全管理に関する特記仕様書」により「予想される事故対策リスト」及び「工事事故ハザードマップ」の作成が義務付けられたため、これらも活用して工事事故の防止に取り組んでいきます。</p> <p>今後は、上記の新たな取組を徹底しながら、建設工事現場における第三者事故の発生防止に努めます。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 ②建設工事の不適切な施工</p> <p>3 内 容 平成29年度に実施した交差点改良工事のアスファルト舗装（上部路盤工）において、監督業務の内容が適切でなく、不適切な施工が確認された。</p>	

【措置の内容】

本件は、経験の浅い担当職員一人に現場立会いを行わせ、その結果、粗粒材が上層路盤の表面を覆っているように見受けられる箇所のあることが判明したものです。

適切な現場監理により品質の確保を図るために、平成30年6月19日に、現場で問題が確認された場合には適切かつ速やかな受注者への対応指示を徹底するよう所内技術職員に周知するとともに、若手職員等現場経験の浅い職員が担当する工事においては、主要な工種の段階確認には現場経験が豊富な職員（総括監督員、主任監督員等）が同行して指導を受けられる体制を整えるよう、土木事務所長から各技術課長に伝達しました。

なお、本件の施工箇所については、7月から定期的に経過観察を行っており、現時点では変状は確認されていませんが、今後、変状が確認された場合には対応を検討します。

今後は、上記取組を徹底しながら、建設工事の適切な施工に努めます。

【監査の結果】

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| 1 監査結果の区分 | 注意 |
| 2 件名 | ③交通加害事故の発生 |
| 3 内容 | 平成29年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。 |

【措置の内容】

当該交通加害事故の発生後、直ちに、所長が、事故を起こした職員に厳重注意するとともに、所内職員へは定例課長会議を通じて、交通安全の徹底と交通事故防止に万全の注意を払うよう指示しました。

交通安全対策については、これまでも、毎朝、各課単位で、職員が交代で「ゆとりをもって運転を」、「車庫入れ注意！」等の表示板を今日の目標として周知し掲示するとともに、交通安全ハンドブックの配布やセーフティチャレンジラリー150への参加等の取組を実施してきたところです。

しかし、平成29年度も28年度に引き続き交通加害事故が発生したことを踏まえ、平成30年度は更に職員参加型交通安全講習会の実施や所内に最新の交通安全情報を掲示し、交通安全に対する意識啓発を図ることとしました。

今後も、一層の交通安全意識の向上と綱紀の厳正保持を図り、交通事故の防止対策に取り組んでいきます。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
袋井土木事務所	平成30年 9 月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 建設工事現場等における第三者事故等の多発</p> <p>3 内 容 平成29年度に実施した建設工事等で第三者事故（人身及び物損）が8件、工事等の関係者事故（人身）が1件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>工事事故が発生した場合においては、「工事事故対応マニュアル」に基づき、「袋井土木事務所建設工事等安全管理推進委員会」を開催し、事故発生の原因及び再発防止対策について検討し、請負業者に対し、文書注意や指導注意を行っています。また、平成28年度から実施している「工事事故撲滅プロジェクトチーム」による「工事事故対策通信」の配布や掲示、さらに「工事事故を防止するための安全対策の徹底について」と題した文書の配布により、工事事故防止の啓発を行っています。</p> <p>平成30年度からの取組としては、平成29年度において袋井土木事務所の掛川支所が各工事現場の予告なし安全パトロールを月1回実施したことで事故の発生がなく、工事事故防止対策として大きな効果があったことから、他の工事担当課においても、月1回の予告なし安全パトロールを実施することとしています。さらに、「袋井土木事務所建設工事等安全管理推進委員会」のメンバーによる安全パトロールを月2回実施しています。平成30年度の上半期の実績としては、延べ参加人数114名、162箇所安全パトロールを実施しています。</p> <p>下半期についても、上記の対策を引き続き実施し、工事事故防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
清水港管理局	平成30年 9 月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成29年度に、公務中及び通勤途上における交通加害事故が2件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>当該交通加害事故の発生後は、速やかに局長に報告し、事故を起こした職員に厳重注意をするとともに、定例課長会議で、交通事故防止に万全の注意を払うよう指示しました。</p> <p>交通安全対策については、週1回開催している課長会議での事故事例等の交通安全資料の説明、各職員への啓発メールや交通安全DVDの視聴等、交通三悪撲滅や交通事故防止等の注意喚起を行っています。</p> <p>また、事務所の交通安全スローガンを各課からの提案に基づき、年間、上半期、下半期別に定め、職員の交通安全意識高揚の継続に努めています。</p> <p>さらに、平成30年11月に、事務所としては、初めて、清水警察署交通課に依頼し、横断歩道での事故防止や夜間走行での注意点を中心に、交通安全講習会を実施しました。</p> <p>今後も、常日頃から繰り返し職員の交通安全に対する意識啓発を図ることで、職員の交通安全意識の持続に努め、交通事故防止対策に取り組みます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
用度課	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 委託業務従事予定者の運転記録証明書の未徴収</p> <p>3 内 容 平成29年度車両運行管理業務委託において、業務委託仕様書に定める従事予定者の運転記録証明書（5年）を徴収していなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>未徴収であった運転記録証明書（5年）について、平成30年7月に委託業者に対して提出を求め、同月受領しました。</p> <p>事務担当者を含めた課内職員に対しては、契約等に基づいて徴収すべき書類の再確認の徹底を指導しました。</p> <p>今後の再発防止策として、根拠規定と照らし徴収が必要な書類等を一覧表にした「車両運行管理業務委託提出書類チェックリスト」により、複数の職員で確実に確認を行うとともに、徴収した書類については課長まで供覧することとしました。</p> <p>また、各出納室に対して「車両運行管理業務委託提出書類チェックリスト」を送付し、チェックリストによる提出書類の確認を行うよう周知しました。</p> <p>今後とも、これらの改善を確実にいき、適正な事務の執行に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
企業局西部事務所	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 建設工事の不適切な執行手続及び設計変更事務</p> <p>3 内 容 平成29年度から30年度にかけて実施した送水管布設取替工事において、支障となる市水道管を当該工事に含めて移設することに対して、当該財産価値の減耗分の市負担に関する取り決めにせず工事を実施した。</p> <p>また、工事の延長変更において、主たる理由を記さずに工期を延長し、必要な設計図書の変更を行っていなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>送水管布設取替工事における市水道管の減耗相当額の市負担額について、市と協議を行い、平成30年12月5日に、協定を締結しました。今後は、同様の事案について、工事発注後の調整とならないよう設計段階から余裕を持って協議・調整し、予め協定等を取り交わすよう所内周知を図り、再発防止に努めます。</p> <p>また、工期延長を含め設計変更するときには、工期延長請求書の徴収、変更理由の妥当性、施工条件変更明示の要否等について、主任及び総括監督員等によるチェック体制を強化し、再発防止に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
企業局東部事務所	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 ①建設工事の不適切な施工</p> <p>3 内 容 平成29年度に実施した配水管路布設替工事のアスファルト舗装において、監督・検査業務の内容が適切でなく、不適切な施工が確認された。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>当該工事区間については、工事による影響を確認するため、定期的を実施している管路パトロールにおいて7月から重点監視することとし、不適切な施工による問題が発生した場合には、速やかに道路管理者と協議し、必要な対応を行うこととしました。</p> <p>また、再発防止を図るため、当所全職員を対象とした講習会や検査員を対象とした検査監会議で、今回の事案の周知及び注意喚起を行うとともに、若手職員等現場経験の浅い職員が担当する工事においては、現場経験が豊富な職員が同行し、複数の職員が確認指導する体制としました。</p> <p>今後も適切な業務の実施に努めます。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 ②業務委託の不適切な積算及び設計変更事務等</p> <p>3 内 容 平成29年度に実施した設計業務委託において、設計変更に係る積算、事務処理及び変更契約事務が適切でなかった。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>再発防止を図るため、担当者と審査者のダブルチェックを徹底することとしたほか、当所全職員を対象とした講習会で、今回の事案の周知及び注意喚起を行い、改めて建築関係業務の進め方を説明しました。</p> <p>また、計画・変更段階で、本庁担当者とともに建築担当部署に事前に相談し、事務処理方法等についての技術支援を求めるとともに、必要に応じて専門の支援機関に業務委託を行うこととしました。</p> <p>今後も、適切な業務の実施に努めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
がんセンター局	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 ①交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成29年度に、通勤途上における交通加害事故が12件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>事故報告の際、当該職員に対し、事故原因をはっきりと認識させ、今後の事故防止について丁寧に指導するとともに、所属長を通じ厳重注意を行いました。また、「SCC交通安全だより」を発行し、職員に対し交通安全意識の啓発を図るとともに、がんセンター局内の各管理会議において、職員の交通安全意識の向上及び交通安全の徹底を呼び掛けています。特に事故件数の多い看護部門に対しては、部内会議においても交通事故削減に向けた呼び掛けを率先して行っています。</p> <p>さらに、職員に交通安全の重要性をより深く認識してもらうため、平成30年12月6日、裾野警察署交通課職員を講師に招き、交通安全講習会を開催しました。業務等により欠席した職員に対しては、パソコンでのビデオ受講ができる環境を整備し、一人でも多くの職員が受講できるようにしています。</p> <p>年末年始及び交通安全県民運動期間中等においては、交通安全意識の啓発について職員用電子掲示板に掲示し、注意喚起しているほか、当センター周辺の交通事故マップを適時更新し、安全運転のポイント等の情報を定期的に発信しています。</p> <p>今後とも、県民の信頼を損なうことがないよう、一層の交通安全意識の向上を図り、交通事故の防止対策について徹底します。</p>	
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 ②敷地内での酒気帯びによる運転及び同乗事案の発生</p> <p>3 内 容 平成29年11月、男性医師はがんセンター敷地内の駐車スペースまで自家用車を酒気帯び運転し、女性看護師2名もこれに同乗した。</p>	

【措置の内容】

平成29年12月21日付けで、がんセンター敷地内で酒気帯び運転を行った男性医師に対して減給6箇月、当該車両に同乗していた女性看護師2名に対して減給3箇月の懲戒処分をそれぞれ行いました。

なお、静岡がんセンターの全職員に対し、平成29年11月29日に「飲んだら乗るな！の徹底」、同年12月21日に「酒気帯び運転撲滅の徹底」、さらに平成30年5月15日に「交通安全に関する注意事項」の通知をそれぞれ発出し、酒気帯び運転撲滅の徹底について周知を図りました。

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
審理調整課	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 交通違反（著しい速度超過）の発生</p> <p>3 内 容 平成29年度に、公務外における交通違反（著しい速度超過）が発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>交通安全対策については、随時、全職員を対象とした打合せ会等を通じ、交通事故・交通違反の防止等の注意喚起を行うとともに、交通安全対策に係る資料の供覧やセーフティチャレンジラリーへの全職員の参加などの取組を行い、交通ルールの厳守及び交通安全意識の徹底に努めてきました。</p> <p>こうした中、今回の交通違反の発生を受け、各職員が資料を準備して、交通事故・交通違反の防止について繰り返し意見交換を行い、また、無事故・無違反を宣言するボードを掲示するなど、改めて全職員が相互に注意を喚起しました。</p> <p>今後も、常日頃から交通安全意識の啓発を図り、職員一体となって再発防止に取り組めます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
<p style="text-align: center;">高校教育課</p>	<p style="text-align: center;">平成30年 9 月27日</p>
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 意見</p> <p>2 件 名 ①「技芸を磨く実学」の奨励</p> <p>3 内 容 平成30年3月策定の「静岡県教育振興基本計画」は、一人一人の能力や適性、意欲に応じた多様で柔軟な教育をより一層展開するため、農林水産業、工業、商業、芸術、スポーツ等の様々な分野において自らの才能を伸ばす実践的な学問としての「技芸を磨く実学」を奨励しています。</p> <p>県教育委員会では、実学系高校などに学ぶ高校生の学習成果発表「ふじのくに実学チャレンジフェスタ」の実施などにより、県民が農業・工業・商業、福祉、芸術などの実学に触れる機会を設け、実学系高校に対する理解促進を図るとともに、実学の魅力をアピールしています。</p> <p>今後は、実践的な学問としての実学の奨励やスポーツ科、演劇科等新しい専門学科の研究などにより、引き続き、「技芸を磨く実学」の推進に努めるとともに、一人一人の能力や意欲等に応じた多様な教育を展開することで、郷土に誇りを持ち、将来的に地域産業の発展に貢献できる人材の育成に努めてください。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>専門的職業人として必要とされる資質・能力を伸ばすために、民間熟練技能者が実習等で生徒に技術・技能を指導したり、生徒が専門科目に関する全国大会等へ参加する際の支援をしたりする「技芸を磨く実学の星」育成事業を実施しています。併せて、グローバル展開している県内企業の海外事業所等で就労体験をする「高校生海外インターンシップ」を実施することで、県内企業の魅力を肌で感じ、将来的に県内企業等で活躍する意識を高める機会としています。</p> <p>また、平成30年度開催した「ふじのくに実学チャレンジフェスタ」では、神奈川工科大学と静岡県工業高等学校長会が主催する展示イベント「科学と技術のひろば」と同時開催し、ものづくりや化学実験などの体験コーナーを設け、生徒が直接県民とコミュニケーションすることで、来場者が実学や科学を実感できる機会としました。</p> <p>今後は「ふじのくに実学チャレンジフェスタ」における地域企業等の出展や他イベントとの同時開催など、引き続き、内容の充実にも努めるとともに、県内企業や大学等との連携を強化することで多様な実学教育を推進してまいります。</p> <p>なお、観光科などの新しい専門学科研究においては、先進校の視察を行い取組や学習内容等を参考にしながら、本県の実情に合った学科の研究を進めてまいります。</p>	

【監査の結果】

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 監査結果の区分 | 意見 |
| 2 | 件名 | ②「大学入学共通テスト」実施に向けた取組 |
| 3 | 内容 | <p>2022年度から学年進行で実施される「新学習指導要領」は、主体的に学習に取り組む態度の育成を重視した確かな学力の向上を目指していますが、2020年度から大学入試センター試験に代わり、現在の高校一年生を対象に実施される「大学入学共通テスト」も、知識・理解に加えて、思考力・判断力・表現力をこれまで以上に重視する制度へと改革されます。</p> <p>県教育委員会では、生徒の学力向上と教員の指導力向上を目的として今年度から、進学重点・学力向上・学力進展・英語教育の4つのカテゴリーで計39校をコアスクールに指定し、各高校の特色、生徒の実態等に応じた確かな学力の向上策の充実を図っています。</p> <p>今後は、各コアスクールの取組成果を検証するとともに、他の県立高校への周知・普及等を着実にを行うことで、県立高校における高大接続改革への対応の支援に努めてください。</p> |

【措置の内容】

全てのコアスクール指定校が参加する情報交換会を平成30年7月及び平成31年2月に実施し、あらためて事業の趣旨を説明するとともに、情報交換による相乗効果を図ります。また、各コアスクールの取組を取りまとめたリーフレットを平成30年度中に作成し、全県立高校に配布して、コアスクール以外の学校への普及を図ります。なお、総合教育会議、実践委員会、教育委員会定例会、校長協会等からの意見を踏まえ、各コアスクールの取組の充実を図ります。

<各コアスクールの取組>

進学重点 コアスクール	実施校：韮山、沼津東、富士、清水東、静岡、静岡東、藤枝東、掛川西、磐田南、浜松北、浜松西 ○静岡大学、県立大学、常葉大学における専門教養講座の受講 ○医療系学部進学に対応した特別講座、大学教授等による高度で専門的な講義など
学力向上 コアスクール	実施校：下田、三島南、富士東、清水南、静岡城北、焼津中央、藤枝西、島田、榛原、浜松南、浜北西 ○志榛地区合同補講の実施(予備校講師の活用) ○地元自治体、企業、市民等との連携による地域の課題把握と改善方法の提案 など
学力進展 コアスクール	実施校：熱海、裾野、沼津城北、静岡西、藤枝北、島田工業、金谷、袋井商業、浜松湖東、浜松湖北、湖西 ○インターネットを用いた課題解説動画の配信、学習科学の専門家との連携による授業実践 ○フルーツパークの一日運営、生徒を講師とした地域開放講座 ○地元商店街へのアンテナショップ開設に向けた授業実践 など
英語教育 コアスクール	実施校：三島北、吉原、富士宮西、掛川西、浜松北、浜松湖南 ○イングリッシュキャンプ(英語漬けの2日間) ○専門家等と連携した「英語でやりとりする力」を伸長する学習プログラムの開発・実践 など

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
沼津工業高等学校	平成30年9月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成27年度から29年度にかけて、3年連続で通勤途上における交通加害事故が発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>本件に関する交通加害事故は、いずれも本人の安全確認が不十分であることに起因したものです。交通事故が起こった際には、その都度校長から該当職員に対して注意し、併せて職員会議等において全職員への注意喚起を図っています。</p> <p>交通事故を起こさないよう安全運転に対する教職員の意識高揚を図るため、以下のような対策を講じています。</p> <p>1 職員会議や朝の打合せ等において、県教育委員会からの通知等を紹介し、注意喚起を行っています。</p> <p>2 毎月、事故削減プログラム「eラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）の100%受講を呼びかけています。</p> <p>3 平成29年11月28日、交通事故保険を扱う企業の方を講師として、交通事故削減研修を行いました。</p> <p>4 職員室内に「交通事故 交通違反 ゼロ」の掲示を掲げ、意識高揚を図りました。</p> <p>5 平成30年12月19日、外部の方を講師に迎え「違反・事故を起こさないための講座」というテーマで交通事故削減研修を実施しました。</p> <p>6 無事故カウンターの表示など、職員への注意喚起をより図っていくための方策を検討します。</p> <p>今後も一層の交通安全意識の向上と綱紀の厳正保持を図り、交通事故・交通違反の防止に努めていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松湖南高等学校	平成30年 9 月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 指摘</p> <p>2 件 名 通勤途上における交通違反（著しい速度超過）と交通加害事故の発生</p> <p>3 内 容 平成30年3月に、通勤途上における交通違反（著しい速度超過）が発生していた。また、平成27年度から29年度にかけて、3年連続で通勤途上における交通加害事故が発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>今回の交通違反（著しい速度超過）は、帰宅途中に発生しましたが、予定通りに学校を出ることができず、急いでいたために発生した違反であり、ゆとりのある行動をしていれば防ぐことのできたものです。また、交通加害事故については、いずれも本人の不注意により発生したもので、これらについても本人が十分に注意をしていれば防ぐことのできたものです。</p> <p>交通違反、交通加害事故発生時には、本人からの速やかな報告を受け、その後、本人に対して、所属長より交通安全について指導を行いました。</p> <p>交通違反に対しては、不祥事根絶取組計画に基づき、平成29年度は年間3回、職員会議において交通安全に関する研修会を行いました。平成30年度も年間3回計画し、4月、7月の2回実施しました。また、朝の職員打合せや、長期休業前の職員会議等において、随時、県教育委員会が発行しているコンプライアンス通信「信頼にこたえる」や、「教職員交通安全ニュース」を活用し、交通安全に関する呼びかけを行っています。</p> <p>また、交通安全については、平成29年度から導入された事故削減プログラム「e-ラーニング」（毎月各個人に配信される交通安全意識向上のための研修プログラム）を活用しています。本校では、職員で声を掛け合い積極的に活用し、今年度は、4月から8月においては100%の実施ということで、全職員が活用しました。9月以降においても、100%に近い活用率となっています。</p> <p>今後も、定期的な研修の実施、交通事故防止に関する資料を活用した注意喚起等により、交通安全意識の向上に努めていきます。時間にゆとりを持った通勤、出張について、職員間で声を掛け合い、交通違反、交通事故の防止について徹底していきます。</p> <p>また、交通安全標語の掲示や、無事故メーターの設置等、他所属における取組も参考にし、本校でも取り入れていきます。</p>	

監 査 対 象 機 関	監 査 結 果 報 告 年 月 日
浜松東警察署	平成30年 9 月27日
<p>【監査の結果】</p> <p>1 監査結果の区分 注意</p> <p>2 件 名 交通加害事故の多発</p> <p>3 内 容 平成29年度に、公務中における交通加害事故が 4 件発生していた。</p>	
<p>【措置の内容】</p> <p>(発生所属における措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通加害事故発生後、幹部会議において、署長、副署長から各課長等に対し、交通事故防止の指導徹底を指示するとともに、朝会等において、課長等から事故の概要を伝達し共通認識を持たせることにより、同種事故の絶無を図るよう指導しました。 ・ 各課等の代表者で構成する交通安全会を開催し、事故の概要を説明の上、事故原因の分析と事故防止策について検討を行うとともに、各課等の代表者から課員等に検討結果を伝達しました。 ・ 交通安全会において、定期的に会報を発行し、交通事故に対する注意喚起に努めました。 ・ 運転経験の浅い若手職員を集め、交通課員等による交通事故防止に関する講義や実技指導を行い、安全確認や運転技術の向上を図りました。 ・ 後退時の事故防止のため、同乗者が確実に降車して誘導することを徹底するよう指導しました。 <p>(警察本部における措置)</p> <p>警察本部監察課が次の措置を執り再発防止に努めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転技能向上のため、民間の交通教育施設において、安全確認要領を含めた実技指導等の訓練を受講させています。 ・ 幹部の同乗指導により自己の運転特性を認識させる施策を推進しています。 ・ 愛車精神を醸成させるため、公用車の運行前点検のほか自主点検を実施させています。 ・ 各種監察の機会において、交通事故防止に関する指導状況を検証し、その徹底を図っています。 	